

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 7 年度第 1 回愛川町文化財保護委員会議		
事務局 (担当課)		教育委員会 スポーツ・文化振興課 内線 (3 6 3 2)		
開催日時		令和 7 年 5 月 23 日 (金) 午後 2 時～午後 4 時		
開催場所		愛川町役場新庁舎 4 階 402 会議室		
出席者	委員	7 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人 ()		
	事務局	6 人 (教育長、次長、スポーツ・文化振興課長、ほか 3 人)		
公開の可否		☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開	傍聴者数	無し
非公開・一部公開の場合は、その理由				
会議次第		○ 令和 7 年度第 1 回愛川町文化財保護委員会議 1 開 会 2 委員長あいさつ 3 教育長あいさつ 4 議 事 (1) 令和 6 年度事業報告 【資料 1】 (2) 令和 7 年度事業計画 (案) 【資料 2】 (3) 文化財案内標柱の文案について 【資料 3】 三増「堂の坂」(令和 7 年度実施分) (4) 文化財案内板の文案について 【資料 4】 田代「胴塚」(令和 7 年度実施分) 中津「太田善太夫の陣屋跡」(令和 7 年度実施分) 中津「名桑「春日」の里帰り」(令和 7 年度実施分) 三増「西福寺脇の石造物」(令和 7 年度実施分) (5) ふるさとの木について 【資料 5】 角田「角田八幡神社のカゴノキ」(令和 7 年度実施分) (6) 報告事項 【資料 6】 5 その他 6 閉 会		

審 議 経 過

(1 / 5)

主な内容は次のとおり（○は委員の発言、●は事務局の発言）

令和 7 年度第 1 回愛川町文化財保護委員会議

1 開 会

2 委員長あいさつ

・山口勇一委員長

3 教育長あいさつ

・佐藤照明教育長

4 議 事【委員長の司会により進行】

●（事務局）：【資料 1 により説明】

○（委員長）：「運営助成」について、【文化財保護】と【郷土資料館】のそれぞれに項目が設けられているのはなぜか。

●（事務局）：文化団体の運営助成のうち、郷土資料館が設置されるにあたって、その展示に関わるものについては郷土資料館事業として実施し、それ以外のものについては文化事業として引き続きスポーツ・文化振興課担当者が分掌することとした経緯があります。

○（委員長）：事務局案のとおり承認されました。

●（事務局）：【資料 2 により説明】

○（A 委員）：【郷土資料館】の項目 10「はく製作製委託」の詳細を教えてください。

●（事務局）：今年度は、ホトトギス類、ハクセキレイ、以上 2 種のはく製化を予定

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会長（委員長）
署名欄

審 議 経 過

(2 / 5)

しています。
○（委員長）：【郷土資料館】の項目 11「秋季文化展示」の内容が『「ふるさと点描」、 「蚕」などをテーマに古写真などを展示する。』とあるが、前年度と同じなのか。
●（事務局）：古写真については、元文化財保護委員長である故 小島秀也氏所蔵の古 写真のうち、できるだけ未公開のものを展示する予定です。
○（委員長）：事務局案のとおり承認されました。
●（事務局）：【資料 3 により説明】
○（B 委員）：現地周辺で聞き取り調査を実施してみたところ、「堂の坂」と名付けられ た理由について知る人はいませんでした。私は案 2 が適切だと思います。
●（事務局）：「堂の坂」については現存する史料にも名称自体が所見せず、したがっ てその由来を検討することは不可能です。審議を継続しても標柱の解説文に名称の 由来を記すことはできませんが、山王坂から菅原神社に至る津久井道の一部を「堂 の坂」と呼ぶという事実を記すことは可能です。
○（委員長）：事務局案のとおり承認されました。
●（事務局）：【資料 4—1 により説明】
○（C 委員）：現状の「三増の原」を、改訂案で「三増の高地」としたのはなぜでし ょうか。
●（事務局）：「原」では、字名などとの混同を招きかねないためです。
○（委員長）：「原」というのは、日本の植生でいえば森林か耕作地ということになる と思いますが、それを「原」と称することには違和感があります。この箇所は「台

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会長（委員長）
署名欄

審 議 経 過

(3 / 5)

地」でよいのではないでしょうか。

○（D委員）：私も「三増の台地」がよいと思います。また、「三増」（みませ）にはルビを振っていただきたい。

○（C委員）：劣化した金属製の案内板については、複合板に活字を用いたシートを貼り付けたものなど、より安価で読みやすくしたものへ順次置き換えていくよう検討していただきたい。

●（事務局）：新設の案内板については、複合板に印字したものを設置しています。修繕については、既存の案内板が使用できる場合には、費用の面からもそれを有効活用しているものです。

○（委員長）：町ホームページの解説をスマートフォンの音声読み上げ機能で聴いてみると、「三増」を適切に発音しない場合があるが、何らかの対処は可能か。

●（事務局）：スマートフォンに内蔵されたアプリの性能に依存する問題であるため、町としては、可能な限り音声読み上げ機能の誤りを避けるようホームページのレイアウトを工夫するなどのほか、対処する術はない状況です。

○（委員長）：改訂案の「三増の高地」の箇所を「三増の台地」とし、「三増」にルビを振るとして文案をご承認いただきました。

●（事務局）：【資料4—2により説明】

○（委員長）：事務局案のとおり承認されました。

●（事務局）：【資料4—3により説明】

○（委員長）：写真を見ると、他の案内板と色が違うようですが、なぜですか。

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会長（委員長）
署名欄

審 議 経 過

(4 / 5)

●（事務局）：この案内板は複合素材を用いた比較的新しく設置したものです。従来の金属製の案内板が白く塗装してあるのに対して、これは薄い黄色に塗装してあります。

○（C委員）：この案内板の文面は手書きですが、熱転写を用いれば文字も消えずに残り続けるのではないのでしょうか。

○（委員長）：塩化ビニールの板にプリントして表面をコーティングすれば、屋外でも30年ほど維持できる看板を作ることにもできる。費用の問題もあるが、新たな技術についても検討していただきたい。

○（D委員）：「名桑」（めいそう）、「春日」（かすが）、「蚕」（かいこ）、「赤春日」（あかかすが）、「黒春日」（くろかすが）にルビを併記いただきたい。

●（事務局）：日付は「令和6年9月」でよろしいですか。

○（委員長）：日付も原案通りとします。指摘の通りルビを併記した上で、日付も含めて改訂案のとおりご承認いただきました。

●（事務局）：【資料4—4により説明】

○（委員長）：「石造物があった。」の箇所は「石造物がある。」とするのがよいと思います。

○（C委員）：過去の調査によれば、石造物は歴代住職の墓であったと判明しているようですが、これを「寺院の関係者」とするのはなぜですか。

●（事務局）：石造物が歴代住職の墓であることは調査により判明しましたが、現在ではほとんど放置された状態となっており、改訂案ではそれらの石造物が「寺院の

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会長（委員長）
署名欄

審 議 経 過

(5 / 5)

関係者のもの」という表現に留めております。現状の説明文は、西福寺が存在したことと、近くに石造物があったことにのみ触れていますが、改訂案ではその石造物が西福寺の「関係者のもの」という表現を用いて、やや踏み込んだ説明に改めたものです。

○（委員長）：「石造物があった。」とある箇所を「石造物がある。」とした上で、改訂案をご承認いただきました。

●（事務局）：【資料５により説明】

○（Ｅ委員）：桑の木も楮の木も町にゆかりのある樹木で、これらは互いによく似ているが、桑と比較しやすいように楮の木の栽培を検討できませんか。

○（Ｄ委員）：楮とミツマタの木は、卒業証書の用紙を作るために、繊維会館の協力を得ながら半原小学校で栽培に取り組んでいます。

●（事務局）：現在の半原小学校６年生が、４年前に繊維会館から寄付していただいて植えたものを栽培しています。

○（委員長）：事務局案のとおり承認されました。

●（事務局）：【資料６により説明】

○（委員長）：報告内容は承認されました。以上で議事は終了いたします。

５ その他

６ 閉 会

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会長（委員長）
署名欄

山口 第一

愛川町文化財保護委員名簿

令和7年度第1回愛川町文化財保護委員会議
令和7年5月23日（金）

(敬称略)

No.	氏 名	役 職	出 欠
1	山 口 勇 一	委員長	出 席
2	大 矢 善 久	副委員長	出 席
3	中 村 義 市		出 席
4	平 本 明 夫		出 席
5	八 木 一 郎		出 席
6	小 島 睦 夫		出 席
7	平 本 元 一		出 席